告示

○経済産業省告示第百九号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）に基づき、及び同法を実施するため、容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年五月八日

経済産業大臣　世耕　弘成

容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部を改正する告示

容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成九年通商産業省告示第百五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（表示の方式） **第一条**　［略］ 2　規則第十条第五項の安全上支障がないものとして告示で定める方式は、次の各号に掲げる表示について、それぞれ当該各号に掲げるものとする。 一・二　［略］ 三　規則第十条第一項第二号及び第三号に規定する表示　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては、規則第十条第一項第二号の表示については次のイからホまでに掲げる方式、同項第三号の表示についてはへに掲げる方式 イ　充塡すべきガスの名称（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては「圧縮天然ガス」、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあっては「圧縮水素」、液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては「液化天然ガス」）を明示すること。 ロ　自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいい、二輪自動車を除く。以下同じ。）又は二輪自動車に用いるものであることを示す文字（「車両専用」）を明示すること。ただし、低充塡サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器及び低充塡サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては、その旨を示す文字（「低充塡サイクル車両専用」）を明示すること。 ハ　自動車又は二輪自動車に装置した容器にあっては、はがれるおそれのない様式第一（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあっては、様式第一の二）に定める容器証票を容器の外面の見やすい箇所へ貼付すること。 ニ　自動車又は二輪自動車に装置した容器にあっては、はがれるおそれのない様式第二（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあっては、様式第二の二）に定める車載容器一覧証票を車両表面の見やすい箇所へ貼付すること。 ホ　自動車又は二輪自動車に装置した容器にあっては、はがれるおそれのない様式第三（低充塡サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては様式第三の二、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあっては様式第三の三、低充塡サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては様式第三の四）に定める車載容器総括証票を燃料充塡口近傍へ貼付すること。	（表示の方式） **第一条**　［略］ 2　規則第十条第五項の安全上支障がないものとして告示で定める方式は、次の各号に掲げる表示について、それぞれ当該各号に掲げるものとする。 一・二　［略］ 三　規則第十条第一項第二号及び第三号に規定する表示　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては、規則第十条第一項第二号の表示については次のイからホまでに掲げる方式、同項第三号の表示についてはへに掲げる方式 イ　充塡すべきガスの名称（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては「圧縮天然ガス」、圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては「圧縮水素」、液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては「液化天然ガス」）を明示すること。 ロ　自動車に用いるものであることを示す文字（「車両専用」）を明示すること。ただし、低充塡サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器及び低充塡サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては、その旨を示す文字（「低充塡サイクル車両専用」）を明示すること。 ハ　自動車に装置した容器にあっては、はがれるおそれのない様式第一（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては、様式第一の二）に定める容器証票を容器の外面の見やすい箇所へ貼付すること。 ニ　自動車に装置した容器にあっては、はがれるおそれのない様式第二（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては、様式第二の二）に定める車載容器一覧証票を車両表面の見やすい箇所へ貼付すること。 ホ　自動車に装置した容器にあっては、はがれるおそれのない様式第三（低充塡サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては様式第三の二、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては様式第三の三、低充塡サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては様式第三の四）に定める車載容器総括証票を燃料充塡口近傍へ貼付すること。